

市第114号議案

横浜市特別会計設置条例の一部改正

横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例

横浜市特別会計設置条例（昭和39年3月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(18) 横浜市みどり保全創造事業費会計

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市みどり保全創造事業費会計を設置するため、横浜市特別会計設置条例の一部を改正したいので提案する。